

報告第 4 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 5 年 12 月 28 日
- 2 損害賠償額 10,535 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 5 年 10 月 12 日午前 8 時 30 分頃、相手方が自転車で市内飯泉 462 番 1 付近の農道を走行していたところ、路面の穴状の損傷箇所において転倒し、負傷するとともに、自転車の一部を破損した。